

## 令和2年 第4回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和2年5月25日(月) 15時00分から15時30分
2. 開催場所 : 進修館 大ホール
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	日下部 好克	○
3	飯塚 信利	○	4	中村 一男	○
5	齊藤 幸江	○	6	秋野 春子	○
7	森山 松年	○	8	戸田 優	○
9	島村 重昭	○	10	富田 高治	○
11	岡村 宏一	○	12	中野 勝栄	○
13	中山 勝夫	○	14	折原 正英	○

### 4. 議事日程

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第10号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第11号	農業経営基盤強化促進事業について
日程第4	議案第12号	令和元年度の点検・評価(案)及び令和2年度の活動計画(案)の決定について
日程第5		報告事項

### 5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	井上 正己
	事務局次長兼産業観光課副課長	菅原 隆行
	農地調整担当主査	鷺谷 栄一
	農地調整担当主任	伊与泉 勝
	農地調整担当主事	小林 美香





(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■の畑 3 筆で、面積は合計 340 m<sup>2</sup>でございます。譲受人は■■■■■にお住まいの方で、譲渡人は■■■■■にお住まいの方 2 名です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書およびモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は現在■■■■■のアパートに■■■■■で居住していますが、子供の成長とともに借家が手狭になってきたため、町内に自己用住宅の建築を希望し、今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは農用地区域外の農地であるので、除外の必要はございません。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■の北西方向に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接農地が 5 筆ございますが、そのうち 3 筆は譲渡人の筆で、残り 2 筆の所有者から同意はいただいております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は新設のコンクリートブロック 2.3.4 段内積みを用いて行います。生活排水は、合併浄化槽を設置し、前面の道路側溝へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。適切に管理されております。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第 2 種農地に区分されます。周辺への営農への影響は、内積みコンクリートブロックで対応しておりますので問題はございません。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■■委員)

■番■■■です。現地確認をして来ました。この場所も周りにも住宅が結構あり何も問題はないと思いますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■委員)

■番■■■です。道路側溝へというのは、道路を分断して流すということですか。図面では道路がないように見えるのですが。

(事務局)

少し見えづらいのですが、合併浄化槽から敷地を出て道路を横断した先の道路側溝に放流する計画となっております。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

続きまして、日程第3・議案第11号「農業経営基盤強化促進事業について」を上程いたします。今月は新規の案件が1件ございます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それではご説明いたします。本案件は農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の利用権設定の申出でございます。こちらにつきましては、農地法によらず、農地の利用権移動を設定するものです。農業経営基盤強化促進法第18条において、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないため、ご審議いただくものです。

それでは、資料のご用意をお願いいたします。今月は新規の案件が1件ございます。スクリーンに位置を写しますので議案書及びスクリーンをご覧ください。

(説明)

以上です。ご審議をお願いいたします。

(会長)

それではこの案件についてご審議願います。

それではこの件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきましては「決定」とすることといたします。

続きまして日程第4・議案第12号「令和元年度の点検・評価（案）及び令和2年度の活動計画（案）の決定について」を上程いたします。それでは、事務局説明願います。

（事務局）

議案第12号という別刷りの資料と、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の冊子を本日皆様の手元に配布いたしましたので、そちらを使用して説明させていただきます。

まずはじめに、ご提出いただいたご意見についてです。「今後の農地管理はどこの地域でもさらに厳しい環境になることが確実視される、農地中間管理機構を活用した集積・集約化を進め企業誘致することで農地の最適化に取り組むのがよいのではないか。農地貸し付けの希望は多いが、借り手がいない状況である、貸し付けしたい圃場は高低差や水はけの有無など何らかの問題があり、作物によっては使えないことが多い、問題解決するにあたり大規模な圃場整備なら補助金の対象となるが、それ以外についても今後考えていかなければいけない。宮代町においては農地区画が10アールに満たない区画があり、集積・集約化に大きな支障となっている、宮東・中島地区圃場整備事業の準備委員会が立ち上がったところだが、一区画を広げる等の基盤整備が必要。ジャム作りの講習会等に参加し知識と技術が習得できた、新しい村や農業者の協力を得ながら商品化に向けて努力したい。耕作放棄地の解消に向け、地主と相談し解決してゆきたい。」このような意見をいただきました。元々計画に盛り込んでいる部分もありましたが、今回、加筆修正をいたしました。

資料全体事項として文言や数値の誤りについては、再度確認し加筆修正を行い赤字で表示しました。宮東・中島地区圃場整備についての活動については昨年度並びに本年度の活動予定にそれぞれ追加しました。

令和元年度の点検・評価のなかの遊休農地解消活動において、農業委員も一緒に解消活動を行っていたことから加筆いたしました。

令和2年度の活動計画のなかの遊休農地に関する措置については、表中の活動計画ならびにその他に、昨年同様、「農業委員・農地利用最適化推進委員を中心とした遊休農地解消活動を実施し、新たな担い手の圃場として農地利用を進める」と記述しました。

今後の予定ですが、本日の総会にて案が確定できましたら一般の方々への意見照会を行います。その後、総会で承認いただき、6月末に県の農業会議へ報告

し町ホームページで公表という運びとなります。

以上で説明を終了させていただきます。

(会長)

それではこの件についてご審議願います。

それではこの件につきまして「原案の通り」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件については「原案の通り」とすることといたします。

続きまして日程第5「報告事項」について、事務局、報告願います。

(事務局)

続きまして、今回の報告事項についてご説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が5月11日となっております。11日までに、4条届出が2件、5条届出が3件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和2年第4回農業委員会総会における審議・報告案件のすべてを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名押印する。

令和2年6月25日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印